

## 【ファーストパック規定】

### 1. ファーストパック

(1) ファーストパック（以下「本サービス」といいます。）とは、当行所定の専用申込書により以下の取引を申込み、全ての取引について当行が承諾したお客様（以下「契約者」という）に対し、各種特典を提供するパッケージサービスをいいます。

①SMBCポイントパック（残高別金利型普通預金）

②三井住友VISAカード

(2) 本サービスにおいては、当行の普通預金のキャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」および「ジェイデビットカード取引規定」等により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。）と三井住友カード株式会社（以下「三井住友カード」といいます。）のクレジットカード機能（「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」により定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます。）を一体化したカードである「SMBC CARD」を発行するものとします。

(3) 本サービスは、当行が前記（1）の申し込みを受け付け、当行所定の手続きを完了した時点から開始するものとします。

(4) SMBC CARDの発行にあたっては三井住友カードによる三井住友VISAカードの入会審査等があります。

但し、当該審査の結果、承認されなかった場合でも、本サービスの契約は有効に成立するものとします。その場合、SMBC CARDは発行せず、普通預金のキャッシュカード（「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」にもとづいて発行されるカード）を発行するものとします。

(5) 前記（1）の取引のうちいずれか一つでも解約された場合は、当行は本サービスを解約するものとします。但し、三井住友カードからのSMBC CARDのクレジットカード機能の解約・取消の場合は、契約者からの本サービスの解約の申し出がない限り、本サービスの契約は引き続き有効とします。

(6) 前記（5）前文の場合でも、当行が承諾した取引は継続され、各取引の規定等により取扱います。

### 2. 特典

(1) 当行および三井住友カードが定めた特典を契約者に対し提供します。但し、前記1.（4）の場合には三井住友カードが定めた特典は提供されません。

(2) 特典の内容については、店頭のパフレット等に記載します。

(3) 当行および三井住友カードは、前記1.（5）の場合には前記（1）の特典を当行所定の期間経過後に中止するものとします。

(4) 当行および三井住友カードは、特典の内容について事前に通知することなく変更・中止する場合があります。

### 3. SMBC CARD

SMBC CARD（三井住友VISA）規定にかかわらず、本サービスにおいてキャッシュカード機能の利用停止、キャッシュカード機能とクレジットカード機能の分離および決済口座を当行以外の金融機関の口座に変更することはできません。

#### 4. 規定の変更等

（１）本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（２）前記（１）の変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### 5. 解約等

当行は金融情勢その他諸般の状況の変化等により本サービスの一部または全てのサービスの取扱を中止することがあります。この場合、店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から中止します。

#### 6. 免責事項

本規定および本規定にもとづく取扱等について損失・紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 7. 規定等の準用

本サービスの利用にあたっては、本規定に別段の定めのある場合を除き、普通預金規定、総合口座取引規定、総合口座取引追加規定、SMBCポイントパック規定、残高別金利型普通預金に関する特約、SMBCダイレクト利用規定、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定、ジェイデビットカード取引規定、三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約、SMBC CARD（三井住友VISA）規定等により取扱います。

#### 8. 準拠法・管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または三井住友カードの本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上